

令和5年5月香川県議会臨時会議案

香 川 県

令和5年5月県議会臨時会議案一覧

第 1 号	専決処分事項の承認について（香川県税条例の一部を改正する条例）……………	1
第 2 号	専決処分事項の承認について（令和5年度香川県一般会計補正予算）……………	17

予 算 外 議 案

(第1号~第2号)

第1号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、令和5年3月31日次のとおり専決処分したことを報告し、その承認を求める。

記

香川県税条例の一部を改正する条例（令和5年香川県条例第15号）

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第52条の20から第52条の22まで 削除	<p><u>（心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の減額の申請）</u></p> <p>第52条の20 法附則第11条の4第1項の規定により不動産取得税の減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該施設が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項第6号の助成金（次条及び第52条の22において「助成金」という。）の支給を受けて取得した施設であること及び当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>（1） 納税者の住所及び氏名又は名称 （2） 施設の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積 （3） 施設の取得年月日</p> <p><u>（心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等）</u></p> <p>第52条の21 法附則第11条の4第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該施設が助成金の支給を受けて取得した施設であること及び当該施設を取得した日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該施設の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。</p> <p>（1） 納税者の住所及び氏名又は名称 （2） 施設の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積 （3） 施設の取得年月日</p> <p>2 第51条の規定は、法附則第11条の4第2項の規定による徴収猶予の取消しについて準用する。</p>

(宅地建物取引業者の改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の減額の申請)

第52条の23 法附則第11条の4第2項の規定により不動産取得税の減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅に施行令附則第9条第1項に規定する改修工事（以下この条から第52条の28までにおいて「改修工事」という。）を行った後、当該改修工事を行った施行令附則第9条第2項に規定する住宅性能向上改修住宅（以下この条から第52条の25までにおいて「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡したこと及び当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(7) 略

(宅地建物取引業者の改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の24 法附則第11条の4第3項において読み替えて準用する法第73条の25第1項に規定する法附則第11条の4第2項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅に改修工事を行った後、

(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等)

第52条の22 法附則第11条の4第2項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該施設が助成金の支給を受けて取得した施設であること及び当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 申請者の住所及び氏名又は名称

(2) 施設の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 施設の取得年月日

(4) 還付を受けるべき金額

2 第48条の2第2項の規定は、法附則第11条の4第2項の規定による還付をする場合について準用する。

(宅地建物取引業者の改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の減額の申請)

第52条の23 法附則第11条の4第4項の規定により不動産取得税の減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅に施行令附則第9条の3第1項に規定する改修工事（以下この条から第52条の28までにおいて「改修工事」という。）を行った後、当該改修工事を行った施行令附則第9条の3第2項に規定する住宅性能向上改修住宅（以下この条から第52条の25までにおいて「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡したこと及び当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(7) 略

(宅地建物取引業者の改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の24 法附則第11条の4第5項に規定する同条第4項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅に改修工事を行った後、当該改修工事を行った住宅性能向上改修住宅を個人に対し譲

当該改修工事を行った住宅性能向上改修住宅を個人に対し譲渡すること及び当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該住宅の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

(1)～(6) 略

2 第51条の規定は、法附則第11条の4第3項において読み替えて準用する法第73条の26第1項の規定による徴収猶予の取消しについて準用する。

(宅地建物取引業者の改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等)

第52条の25 法附則第11条の4第3項において読み替えて準用する法第73条の27第1項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅に改修工事を行った後、当該改修工事を行った当該住宅性能向上改修住宅を個人に対し譲渡したこと及び当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

2 第48条の2第2項の規定は、法附則第11条の4第3項において読み替えて準用する法第73条の27第1項の規定による還付をする場合について準用する。

(宅地建物取引業者の改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の減額の申請)

第52条の26 法附則第11条の4第4項の規定により不動産取得税の減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅に改修工事を行った後、同項に規定する特定住宅性能向上改修住宅（以下この条から第52条の28までにおいて「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡したこと及び当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(7) 略

渡すること及び当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該住宅の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

(1)～(6) 略

2 第51条の規定は、法附則第11条の4第5項の規定による徴収猶予の取消しについて準用する。

(宅地建物取引業者の改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等)

第52条の25 法附則第11条の4第5項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅に改修工事を行った後、当該改修工事を行った当該住宅性能向上改修住宅を個人に対し譲渡したこと及び当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

2 第48条の2第2項の規定は、法附則第11条の4第5項の規定による還付をする場合について準用する。

(宅地建物取引業者の改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の減額の申請)

第52条の26 法附則第11条の4第6項の規定により不動産取得税の減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅に改修工事を行った後、同項に規定する特定住宅性能向上改修住宅（以下この条から第52条の28までにおいて「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡したこと及び当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(7) 略

(宅地建物取引業者の改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の27 法附則第11条の4第5項において読み替えて準用する法第73条の25第1項に規定する法附則第11条の4第4項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅に改修工事を行った後、特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡すること及び当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 第51条の規定は、法附則第11条の4第5項において読み替えて準用する法第73条の26第1項の規定による徴収猶予の取消しについて準用する。

(宅地建物取引業者の改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等)

第52条の28 法附則第11条の4第5項において読み替えて準用する法第73条の27第1項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅に改修工事を行った後、特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡したこと及び当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

2 第48条の2第2項の規定は、法附則第11条の4第5項において読み替えて準用する法第73条の27第1項の規定による還付をする場合について準用する。

附 則

(サービス付き高齢者向け住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額の申告等の手続)

34 法附則第11条の4第1項の規定により読み替えて適用する法第73条の24

(宅地建物取引業者の改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の27 法附則第11条の4第7項に規定する同条第6項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅に改修工事を行った後、特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡すること及び当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 第51条の規定は、法附則第11条の4第7項の規定による徴収猶予の取消しについて準用する。

(宅地建物取引業者の改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等)

第52条の28 法附則第11条の4第7項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅に改修工事を行った後、特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡したこと及び当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

2 第48条の2第2項の規定は、法附則第11条の4第7項の規定による還付をする場合について準用する。

附 則

(サービス付き高齢者向け住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額の申告等の手続)

34 法附則第11条の4第3項の規定により読み替えて適用する法第73条の24

第1項の規定の適用を受けようとする者に対する第49条の3第2項、第50条又は第52条第1項の規定の適用については、これらの規定中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告及び還付の申請の特例)

35 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第73条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第50条及び第52条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「2年」とあるのは、「3年(施行令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年)」とする。

(自動車税の種別割の税率の特例)

40 次の各号に掲げる自動車(法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車、同項に規定する天然ガス自動車、同項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる同項に規定する電力併用自動車(附則第42項において「電気自動車等」という。))、同項に規定する自家用の乗用車、一般乗合用バス及び被けん引自動車並びにキャンピング車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第88条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 法附則第12条の3第1項第1号に規定するガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成25年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下「初回新規登録」という。)を受けたもの
初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 法附則第12条の3第1項第2号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの
初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

略

第1項の規定の適用を受けようとする者に対する第49条の3第2項、第50条又は第52条第1項の規定の適用については、これらの規定中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告及び還付の申請の特例)

35 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第73条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第50条及び第52条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「2年」とあるのは、「3年(施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年)」とする。

(自動車税の種別割の税率の特例)

40 次の各号に掲げる自動車(法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車、同項に規定する天然ガス自動車、同項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる同項に規定する電力併用自動車(以下「電気自動車等」という。附則第44項において同じ。))、同項に規定する自家用の乗用車、一般乗合用バス及び被けん引自動車並びにキャンピング車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第88条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 法附則第12条の3第1項第1号に規定するガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成22年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下「初回新規登録」という。)を受けたもの
初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 法附則第12条の3第1項第2号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成24年3月31日までに初回新規登録を受けたもの
初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

略

41 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車に対する第88条の規定の適

用については、当該自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
	40,700円	10,500円
第1項第1号イ	25,000円	6,500円
	30,500円	8,000円
	36,000円	9,000円
	43,500円	11,000円
	5万円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	75,500円	19,000円
	87,000円	22,000円
	11万円	27,500円
第1項第2号ア	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
	22,000円	5,500円
	25,500円	6,500円
	29,500円	7,500円
	4,700円	1,200円

第1項第2号イ	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
	3万円	7,500円
	35,000円	9,000円
	40,500円	10,500円
	6,300円	1,600円
	第1項第2号ウ(ア)	7,500円
15,100円		4,000円
第1項第2号ウ(イ)	10,200円	3,000円
	20,600円	5,500円
第1項第3号ア(ア)	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	2万円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
第1項第3号ア(イ)	29,000円	7,500円
	26,500円	7,000円
	32,000円	8,000円
	38,000円	9,500円
	44,000円	11,000円
	50,500円	13,000円
	57,000円	14,500円
64,000円	16,000円	
第1項第3号イ	33,000円	8,500円
	41,000円	10,500円
	49,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	74,000円	18,500円

	83,000円	21,000円
第1項第4号	4,500円	1,500円
	6,000円	1,500円
第1項第5号	2万円	5,000円
	24,400円	6,500円
	28,800円	7,500円
	34,800円	9,000円
	4万円	1万円
	45,600円	11,500円
	52,400円	13,500円
	60,400円	15,500円
	69,600円	17,500円
	88,000円	22,000円
第3項第1号	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
第3項第2号	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
第4項第1号	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第4項第2号	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

42 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和3年度分の自動車税の種別割

に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第1項第1号イ	25,000円	12,500円
	30,500円	15,500円
	36,000円	18,000円
	43,500円	22,000円
	5万円	25,000円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	75,500円	38,000円
	87,000円	43,500円
	11万円	55,000円
第1項第2号ア	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円
	18,500円	9,500円
	22,000円	11,000円
	25,500円	13,000円
	29,500円	15,000円
	4,700円	2,400円
	第1項第2号イ	8,000円
11,500円		6,000円

	<u>16,000円</u>	<u>8,000円</u>
	<u>20,500円</u>	<u>10,500円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>
	<u>3万円</u>	<u>15,000円</u>
	<u>35,000円</u>	<u>17,500円</u>
	<u>40,500円</u>	<u>20,500円</u>
	<u>6,300円</u>	<u>3,200円</u>
<u>第1項第2号ウ(ア)</u>	<u>7,500円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>15,100円</u>	<u>8,000円</u>
<u>第1項第2号ウ(イ)</u>	<u>10,200円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>20,600円</u>	<u>10,500円</u>
<u>第1項第3号ア(ア)</u>	<u>12,000円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>14,500円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>17,500円</u>	<u>9,000円</u>
	<u>2万円</u>	<u>1万円</u>
	<u>22,500円</u>	<u>11,500円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>
	<u>29,000円</u>	<u>14,500円</u>
<u>第1項第3号ア(イ)</u>	<u>26,500円</u>	<u>13,500円</u>
	<u>32,000円</u>	<u>16,000円</u>
	<u>38,000円</u>	<u>19,000円</u>
	<u>44,000円</u>	<u>22,000円</u>
	<u>50,500円</u>	<u>25,500円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>28,500円</u>
	<u>64,000円</u>	<u>32,000円</u>
<u>第1項第3号イ</u>	<u>33,000円</u>	<u>16,500円</u>
	<u>41,000円</u>	<u>20,500円</u>
	<u>49,000円</u>	<u>24,500円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>28,500円</u>
	<u>65,500円</u>	<u>33,000円</u>
	<u>74,000円</u>	<u>37,000円</u>
	<u>83,000円</u>	<u>41,500円</u>
<u>第1項第4号</u>	<u>4,500円</u>	<u>2,500円</u>

41・42 略

第1項第5号	6,000円	3,000円
	2万円	1万円
	24,400円	12,500円
	28,800円	14,500円
	34,800円	17,500円
	4万円	2万円
	45,600円	23,000円
	52,400円	26,500円
	60,400円	30,500円
	69,600円	35,000円
88,000円	44,000円	
第3項第1号	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円
	18,500円	9,500円
第3項第2号	8,000円	4,000円
	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円
	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
第4項第1号	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第4項第2号	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

43・44 略

45 法附則第12条の3第2項第1号から第3号までに掲げる自動車のうち、
自家用の乗用車及びキャンピング車に対する第88条の規定の適用については、
当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回

- 43 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
第1項第1号イ	40,700円	10,500円
	25,000円	6,500円
	30,500円	8,000円
	36,000円	9,000円
	43,500円	11,000円
	5万円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	75,500円	19,000円
	87,000円	22,000円
11万円	27,500円	

新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、附則第41項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 46 法附則第12条の3第5項に掲げる自動車に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、附則第41項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項第2号ア	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
	22,000円	5,500円
	25,500円	6,500円
	29,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
第1項第2号イ	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
	3万円	7,500円
	35,000円	9,000円
	40,500円	10,500円
	6,300円	1,600円
第1項第2号ウ(ア)	7,500円	2,000円
	15,100円	4,000円
第1項第2号ウ(イ)	10,200円	3,000円
	20,600円	5,500円
第1項第3号ア(ア)	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	2万円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円
第1項第3号ア(イ)	26,500円	7,000円
	32,000円	8,000円
	38,000円	9,500円
	44,000円	11,000円

	<u>50,500円</u>	<u>13,000円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>14,500円</u>
	<u>64,000円</u>	<u>16,000円</u>
<u>第1項第3号イ</u>	<u>33,000円</u>	<u>8,500円</u>
	<u>41,000円</u>	<u>10,500円</u>
	<u>49,000円</u>	<u>12,500円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>14,500円</u>
	<u>65,500円</u>	<u>16,500円</u>
	<u>74,000円</u>	<u>18,500円</u>
	<u>83,000円</u>	<u>21,000円</u>
<u>第1項第4号</u>	<u>4,500円</u>	<u>1,500円</u>
	<u>6,000円</u>	<u>1,500円</u>
<u>第1項第5号</u>	<u>2万円</u>	<u>5,000円</u>
	<u>24,400円</u>	<u>6,500円</u>
	<u>28,800円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>34,800円</u>	<u>9,000円</u>
	<u>4万円</u>	<u>1万円</u>
	<u>45,600円</u>	<u>11,500円</u>
	<u>52,400円</u>	<u>13,500円</u>
	<u>60,400円</u>	<u>15,500円</u>
	<u>69,600円</u>	<u>17,500円</u>
	<u>88,000円</u>	<u>22,000円</u>
<u>第3項第1号</u>	<u>6,500円</u>	<u>2,000円</u>
	<u>9,000円</u>	<u>2,500円</u>
	<u>12,000円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>15,000円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>18,500円</u>	<u>5,000円</u>
<u>第3項第2号</u>	<u>8,000円</u>	<u>2,000円</u>
	<u>11,500円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>16,000円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>20,500円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>6,500円</u>
<u>第4項第1号</u>	<u>3,700円</u>	<u>1,000円</u>

	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第4項第2号	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

44 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第1項第4号	4,500円	2,500円

45～49 略

47 法附則第12条の3第6項に掲げる自動車に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、附則第42項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

48～52 略

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
(自動車税に関する経過措置)
- 改正後の香川県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和5年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。
(香川県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 香川県税条例の一部を改正する条例（令和4年香川県条例第19号）の一部を次のように改正する。
香川県税条例第52条の21の改正規定を削る。

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、令和5年4月21日次のとおり専決処分したことを報告し、その承認を求める。

記

令和5年度香川県一般会計補正予算

令和5年度香川県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96,027千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ488,416,027千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 62,104,246	千円 96,027	千円 62,200,273
	2 国庫補助金	37,782,321	96,027	37,878,348
歳入合計		488,320,000	96,027	488,416,027
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		千円 72,218,037	千円 96,027	千円 72,314,064
	2 児童福祉費	14,698,052	96,027	14,794,079
歳出合計		488,320,000	96,027	488,416,027